

所得申告は 正しくお早めに！

申告期間 2月 18 日(月)～3月 15 日(金)



- ① 町外に居住している人の扶養親族になつてゐる人
- ② 遺族年金、障害年金など、非課税所得のみを受給している人

- ③ 平成 30 年中の収入が公的年金のみで、所得控除の申告が不要な人
- ④ 平成 30 年中の収入がなく、町内に居住している人の扶養親族になつてゐる人
- ⑤ 税務署に、直接確定申告書を提出、または電子申告をする人

- ※ ①～⑤以外の人は、申告相談会での申告が必要です。

- また、次の⑥～⑧に該当する人も申告相談会での申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ⑥ 税務署から「確定申告書一式」または「確定申告のお知らせ」を事前送付された人は、その書類一式
- ⑦ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳など
- ⑧ 「マイナンバーカード」もしくは「通知カードと本人確認書類（運転免許証、保険証など）」

申告に必要なもの

- ① 平成 31 年 1 月 1 日に本町に住民登録がない人
- ② 平成 30 年中の収入が給与のみで、年末調整が済んでおり、所得控除の追加の申告が不要な人
- ③ 平成 30 年中の収入が公的年金のみで、所得控除の申告が不要な人
- ④ 平成 30 年中の収入がなく、町内に居住している人の扶養親族になつてゐる人

- ① 印鑑（所得税の口座振替手続きのため通帳の届け出印が望ましい）
- ② 本人の口座番号が分かるもの
- ③ 源泉徴収票、支払証明書など
- ④ 事業所得、不動産所得などがある人は、収支内訳書
- ⑤ 社会保険料（国民年金や任意継続保険など）の払込証明書か領収書、生命保険・個人年金保険・地震（損害）保険料の控除証明書
- ⑥ 税務署から「確定申告書一式」または「確定申告のお知らせ」を事前送付された人は、その書類一式
- ⑦ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳など
- ⑧ 「マイナンバーカード」もしくは「通知カードと本人確認書類（運転免許証、保険証など）」

今回の申告における注意点

- ◇ 受付時間は、午後 2 時まで
- ◇ 次の申告は、益城町ではできません。
 - ◆ 住宅ローン控除（年末調整済みを除く）
 - ◆ 不動産や株の譲渡（売却）所得
 - ◆ 平成 29 年分以前の確定申告
- ◇ 雜損控除の追加または繰り越しの申告には、昨年の申告書と雑損控除計算書の控えが必要です。持参していないと、申告の受け付けができない場合があります。
- ◇ 受け付けによる午前の部、午後の部の区分はありません。

申告の準備はお済みでしょうか？
平成 30 年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行いますので、この期間中にもれなく申告されますようお願いします。
なお、混雑を避けるため、できるだけ日程表による指定日にご来場ください。

- ⑨ 雜損控除の追加または繰り越しの申告をする人は、昨年の申告書と雑損控除計算書の控え



医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、平成 29 年分の申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。領収書は添付する必要はありませんが、5 年間保存する必要があります。そのため、医療費控除を受けた人は事前に計算をして「医療費控除の明細書」を記入したうえで持参してください。「医療費控除の明細書」は、税務署または役場税務課の窓口およびホームページから取得できます。